ま・まんでぃ　規約

（名称）

1. この会は、ま・まんでぃと称する。（以下、「会」という）

（事務局）

1. この会の事務局は、会長の住所に置く。

（目的）

1. この会は、子どもに関わる全ての大人たちの居場所づくりの場であり、情報の共有や発信、地域との交流やネットワークづくり、学び合いからの自分自身のスキルアップや次世代への学びの伝承などを目的とする。

（事業）

1. この会は、第３条の目的達成のために以下の事業を行う。
2. 子育てに関する講演会や学習会の開催
3. 衣・食・住に関わる講演会や学習会の開催
4. 地域に貢献できるボランティア活動
5. 会員相互および協力者の親睦事業
6. 福祉向上に関する事業
7. 文化伝承に関する事業
8. 人材育成
9. その他、本会の目的を達成するための事業

（会員）

1. この会は、第３条の目的に賛同する者をもって組織し、正会員と賛助会員で構成する。

　　２　正会員の入会および退会は、役員会の承認を得て行う。

　　３　この会の目的遂行に反する行為をしたとき及び、その他この会の秩序を著しく乱

す行為をしたときは、役員会の議決により資格を失う。

（役員）

1. この会に以下の役員を置く。

会長１名　副会長２名　会計１名　事務局１名　監事２名　理事若干名

（役員の選任）

1. この会の役員は、総会において選任する。

（役員の任務）

1. 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

　３　会計は、この会の経理を処理する。

　４　事務局は、事務を総括する。

　５　監事は、会計を監査し、その結果を役員会に報告する。

　６　理事は、正会員から選出する。

（役員の任期）

1. 役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

　　２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）

1. この会の総会は、年１回開催する。

（会議）

1. この会の会議は、総会、役員会とする。

　　　２　会議は、すべて会長がこれを召集する。

　　　３　会議の議長は、会長がこれにあたる。

　　　４　総会、役員会は、過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

　　　５　会議の議事は、出席者の過半数により議決する。

　　　６　総会は、この会の正会員で構成し、役員会は、会長・副会長・事務局・会計で

　　もって構成する。

（会計年度）

1. この会の会計年度は、毎年４月１日から始まり翌年の３月３１日に終わる。

　　　２　会計報告は、総会の承認を得なければならない。

（会費）

1. この会の運営は、年間費をなしとし、その他の収入をもって充てる。

（規約変更）

1. この会の規約変更については、総会において決定する。

（協議）

1. この規約に定めのない事項については、役員会で協議し会長が決定する。

附　則

この規約は、２０１６年４月２５日から施行する。